

堺市中小企業融資制度一覧表

(平成22年4月1日現在)

制度名		融資対象者	資金用途	融資金額	貸付利率	貸付期間	信用保証	担保及び連帯保証人
保証協会保証	堺市中小企業振興資金融資 (無担保) (大阪府市町村連携型中小企業融資制度)	市内の原則として同一場所で6か月以上引き続き事業を営んでいる小規模企業者で、決算及び確定申告を行っている方	運転資金 設備資金	1,000万円以内	年1.5%	5年	大阪府中小企業信用保証協会が 信用保証を行う 保証料は大阪府中小企業信用保証協会所定	●担保は不要 ●連帯保証人は、原則個人は不要、 法人は代表者のみ
	堺市中小企業協同組合振興資金融資	中小企業等協同組合、商工組合その他商工中金の融資対象となる組合であって、市内に事務所又は事業所を有する中小企業者	運転資金 設備資金 転貸資金	1組合:5億円以内 1構成員:1億円以内	長プラ ー0.6%	運転資金5年 設備資金7年		●商工中金所定による
堺市中小企業成長支援資金融資 (フロンティア資金融資)		堺市事業可能性評価事業の「フロンティア認定」を受けた方のうち、中小企業等協同組合、商工組合その他商工中金の融資対象となる組合であって、市内に事務所又は事業所を有する中小企業者	運転資金	5,000万円以内	長プラ ー0.5%	運転資金3年		
堺市産業振興センター保証融資	堺市中小企業振興資金融資 (有担保)	市内の原則として同一場所で6か月以上引き続き事業を営んでいる中小企業者	運転資金 設備資金	5,000万円以内	年1.5%	運転資金5年 設備資金7年		
	堺市ものづくり投資促進資金融資	市内の原則として同一場所で1年以上引き続き製造業を営んでいる中小企業者で ①事業拡張を図る設備投資を行い、新たに1名以上の雇用を伴う方 ②環境配慮型経営に取り組む方のうち、低炭素化への設備投資を行う方 ※ 環境配慮型経営に取り組む方とは、ISO14001、エコアクション21の認証取得者 又は環境報告書を作成している方 市外の原則として同一場所で1年以上引き続き製造業を営んでいる中小企業者で、市内の工業地域等へ立地事業を行う方	設備資金 設備に付随する 運転資金	2億円以内 (無担保2,000万円以内)	年1.3%	10年	財団法人堺市産業振興センターが 信用保証を行う 保証料は基本料率(別表) (堺市創業者支援資金融資に ついては保証料補助制度があります) (堺市資金調達円滑化資金融資、堺市もの づくり投資促進資金融資(有担保)については保 証料負担制度があります)	●担保として不動産その他のもの が必要 ●連帯保証人は原則として不要 (創業者支援資金融資を無担保で利用 の場合、連帯保証人は2名以上必要)
	堺市創業者支援資金融資	市内において新たに事業を営むため必要な準備を行っている方、又は、事業開始後6か月未満の方 なお ①特許権・実用新案権所有者 ②産業振興センターの専門家派遣事業等を活用して、空店舗対策に取り組んでいる商店街、 又は、小売市場に入居しようとする方 のいずれかに該当する方は無担保での利用が可能	開業に必要な 運転資金 及び設備資金	2,000万円以内 (無担保500万円以内) 但し、総資金の4/5以内 (無担保2/3以内)	年1.3%	運転資金5年 設備資金7年 (無担保5年)		
	堺市資金調達円滑化資金融資	市内の原則として同一場所で6か月以上引き続き事業を営んでいる中小企業者又は堺試作開発型事業促進施設若しくはさかい新事業創造センターに入居している中小企業者で ①最近3か月又は6か月の平均売上高が前年同期より減少している方 ②適正かつ健全に事業を営んでいるにもかかわらず、新たな資金調達に支障を来している方 ※ 雇用促進特別資金 ①又は②のいずれかに該当し、雇用維持、就職困難者の雇用促進、労働環境・労働条件の改善に取り組んでいる方 合算で8,000万円まで利用可	運転資金 設備資金	5,000万円以内 (雇用促進特別資金 3,000万円以内)	年1.3%	10年		

※貸付利率等は金融情勢により変動しますので、お申し込み時にご確認ください。 ※その他、所定の信用保証料、連帯保証人、不動産担保等が必要です。